

第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画 第8期(令和3～5年度)の介護保険料が決定しました

対象者の要件が一部変更になりました(第7期からの変更点は下線部)。なお、年間保険料額は第7期と同額です。

段 階	対 象 者	年間保険料額
第1段階	本人が市民税非課税 ▶生活保護の受給者▶世帯全員が市民税非課税の人(老齢福祉年金の受給者)▶世帯全員が市民税非課税の人(課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下)	12,480 円
第2段階		24,960 円
第3段階		37,440 円
第4段階		53,040 円
第5段階		62,400 円
第6段階	本人が市民税課税 世帯全員が市民税非課税の人(課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円を超え120万円以下)	74,880 円
第7段階		81,120 円
第8段階		93,600 円
第9段階		106,080 円
第10段階		118,560 円
第11段階		131,040 円
第12段階		143,520 円
第13段階		156,000 円

【所得指標の計算方法】

合計所得金額(第6～13段階)

- 介護保険料の算出に用いる合計所得金額は、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した、前年中の事業所得や不動産所得、利子・配当所得、給与所得・年金等の雑所得(10万円の特別控除あり*)、一時所得、譲渡所得の合計額を指し、扶養控除、医療費控除、基礎控除などの所得控除をする前の金額です。
- *税制改正に伴う、給与所得控除・公的年金控除からの基礎控除の振替に伴う影響を遮断する措置を指します。
- 長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から控除します。

その他の合計所得金額(第1～5段階)

上記合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額を指します。

課税年金収入額(第1～5段階)

老齢年金、通算老齢年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金などの課税年金収入額の合計を指します。
障害年金、遺族年金などの非課税年金収入額は含めません。

問 長寿課 (☎62-1013) ID 1003458

今年度も
継続決定!

高齢者安全運転支援装置 設置費補助制度が利用できます



65歳以上の人を対象に、後付けできる安全運転支援装置の購入および設置費用の9割(上限60,000円)を補助します(1人1台)。

対象者 次の全てに該当する人

- ▶令和4年3月31日時点で満65歳以上の人▶申請日において市内に住所を有している人▶装置を設置する車両の車検証の使用者欄に記載された人▶有効期限内の自動車運転免許証を保有している人
- ▶自動車税および市税を滞納していない人▶以前にこの補助金を受けていない人

対象装置

国土交通省の性能認定を受けた、後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置であって、県内の認定取扱事業者が販売および設置した装置

※近くの販売店または(一社)次世代自動車振興センターHPの「後付け装置を取付ける店舗等の一覧」(QRコード参照)で確認してください。

※予算が無くなり次第終了

申請方法 市HPで確認してください。



▲(一社)次世代自動車振興センターHP

問 暮らし安心課 (☎62-1010) ID 1002868